（センターによる立入検査）

第20条の2　農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、認定に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　農林水産大臣は、前条第2項の場合において必要があると認めるときは、センターに、同項に規定する者の工場若しくは事業所、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、付若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　農林水産大臣は、前条第3項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、ほ場、店舗、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、同項に規定する表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　農林水産大臣は、前3項の規定によりセンターに立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

5・6　（略）

7　第1項から第三項までの規定による立入検査については、前条第4項及び第五項の規定を準用する。

第27条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(4)　第20条第2項若しくは第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項若しくは第3項若しくは第20条の2第2項若しくは第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第28条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、50万円以下の罰金に処する。

(5)　第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第20条の2第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附　則

1　この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

2　この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第十二号による証明書及び旧規則別記様式第十三号による証明書は、それぞれこの省令による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別記様式十二号による証明書及び新規則別記様式第十三号による証明書とみなす。

○経済産業省令第四十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号ロ（三）2中「及び八〇、〇〇パスカル以上一二〇、〇〇パスカル以下の気圧範囲」を削り、「測定し」を「測定し、空気屈折率で補正した」に改め、同条第二十号中「C〇九三〇号（電気機器の防爆構造総則）」を「C六〇〇七九―〇号（爆発性雰囲気で使用する電気機械器具―第〇部：一般要件）」に改め、同条第三十六号ニ中「エキシマレーザー発振器」を「エキシマレーザー発振器」に改める。

第三条第三号ハ及びく中「五〇〇キログラム以上の」を削り、同号に次のように加える。

ヌ　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであって、海面上における標準大気状態での最大推力が一〇キロワット以上のもの（本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）又はその部分品

第三条第八号に次のように加える。

ホ　ヒドラジンニトロホルメート

ヘ　ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン

第三条第十七号の三中「若しくは航法装置」を「、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システム」に改め、同条第二十五号ハ中「もの（五〇〇キログラム以上の」を「もの（」に、「、第二号イ」を「又は第二号」に改め、「（ペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物」を削り、同号ニ中「もの（五〇〇キログラム以上の」を「もの（」に、同号ニ中「第二号イ」を「第一号の三に該当する無人航空機又は第二号」に改め、「（ペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物」を削り、同号ホ中「、五〇〇キログラム以上の」を「、」に、「、第二号イ」を「又は第二号」に改め、「（ペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物」を削り、同条第二十六号中「、第二号イに該当する貨物若しくは同号ロ」を「若しくは第二号」に改める。

第五条第二号中「くに該当するもの」の下に「及び光学仕上げ工作機械」を加え、同条第四号中「であって、」の下に「選択的に材料を除去することにより」を加え、同号ハ中「三以上」を「四以上」に改め、同号ニに次のように加える。

（四）　膨張膜研磨法

（五）　流体ジェット研磨法

第五条第九号ロ中「C〇九三〇号」を「C六〇〇七九―〇号」に改め、「もの」の下に「（塗装用のものを除く。）」を加える。

第六条第一号ロ中「、ニューラルネットワークを用いたもの」を削り、同条第二号ホ中「マイクロ波用増幅器」を「マイクロ波用固体増幅器」に改め、同号リ中「ミクサ」を「ハーモニックミクサ」に、「、周波数分析器」を「、無線周波数分析器、周波数シンセサイザーを用いた信号発生器」に、「に使用することによって」を「の周波数帯域を拡張するように設計されており」に、「装置を」を「装置の周波数帯域が」に改め、「イ若しくはロ」の下に「、第十三号イ若しくはロ」を加え、同条第三号イ（一）及び（二）中「二・五ギガヘルツ」を「六ギガヘルツ」に改め、同号イ（三）中「五〇メガヘルツ」を「一〇〇メガヘルツ」に改め、同号ロ中「一ギガヘルツ」を「二・五ギガヘルツ」に改め、同条第十六号中「ルビジウムを用いた周波数標準器であって、宇宙用に設計していないものを除く。）」を削り、同号イ中「三〇日間連続して」を「ルビジウムを用いていないものであって、三〇日間連続して」に改め、同号に次のように加える。

ハ　宇宙用に設計していないものであって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）　ルビジウムを用いたもの

（二）　三〇日間連続して発振したときの安定度が一、〇〇〇億分の一未満のもの

（三）　消費電力が一ワット未満のもの

第六条第十七号ヘ（三）中「設計した」の下に「直接描画方式の」を加え、「レーザー光を用いた装置」を「レーザー光を用いたもの」に改め、同条第十九号に次のように加える。

ホ　第十七号ヘ（二）に該当するインプリントリソグラフィ装置に使用するように設計又は最適化したレジストであって、熱可塑性又は光硬化性のもの

第六条に次のように加える。

二十二　炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板（炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板であって、これらの物質のエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するものを含む。）又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気抵抗率が一、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの